～保険代理店に求められるRMの知識～

21

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第21回 リスクアセスメント①(5.4)

1. 一般（5.4.1）

「リスクアセスメント」とは、リスク特定、リスク分析、及びリスク評価を網羅するプロセス全体を指します。ＩＳＯ31000においてはリスクアセスメントに関する詳細な記述が少ないため、リスクアセスメント技法に関する規格であるＩＳＯ31010を参考にしながら進めていきたいと思います。

2. リスクアセスメントの概要

リスクアセスメントは、経営者やリスク管理責任者等に組織の目的達成を阻害する恐れのあるリスクや既に実施しているリスク対策の適性や有効性についての情報を提供すると共に、最適なリスク対応に関する意思決定の情報を提供します。

具体的には、リスク、その原因、結果、及びその起こりやすさに関する情報を提供することで、リスクに対応する必要性の有無やリスク対応の優先順位の決定に関する意思決定を支援します。

3. リスクアセスメントの実施

リスクは広範囲の原因及び結果に関わるため、リスクアセスメントは様々の分野からのアプローチを必要とすることがあります。また、リスクは組織や部門、プロジェクト、個々の活動または具体的なリスク別にアセスメントを実施することも可能であり、状況の違いによっては異なるツールや技法を適用することがありますが、リスクアセスメントの実施者は次の点について熟知していることが求められます。

- 当該組織の状況及び目的
- 許容できるリスクの範囲及び種類、並びに許容できないリスクへの対処
- 組織のプロセスへのリスクアセスメントの統合
- リスクアセスメントに用いる方法及び技法、並びに、それらのリスクマネジメントプロセスへの寄与
- リスクアセスメントを実施するためのアカウンタビリティ、責任及び権限
- リスクアセスメントの実施に使用可能な資源
- リスクアセスメントの報告及びレビュー

図１：リスクの構成要素

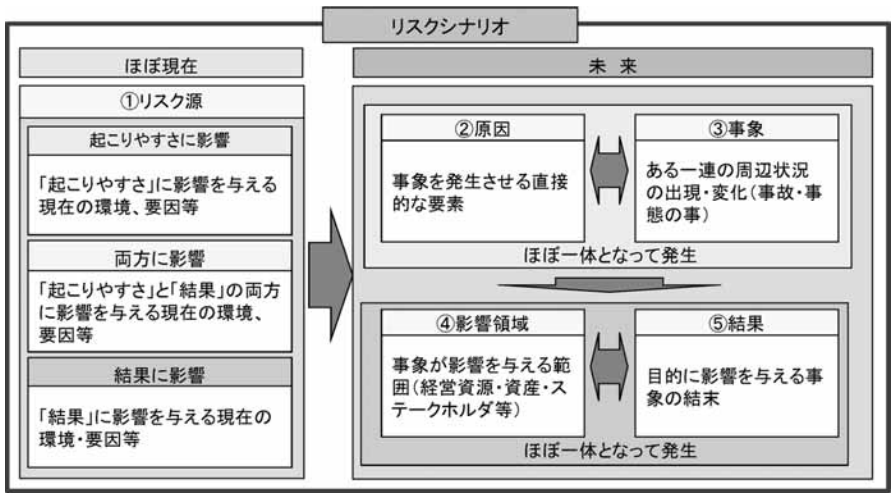

4. リスクの構成要素について

リスクアセスメントを実施するに当たり、最初に把握しておかなければならないのは、リスクの構成要素であり、それが理解できていなければ適切なリスクアセスメントを実施することはできませんし、具体的なリスク対応を検討することもできません。

具体的なリスクの構成要素は以下の通りです。**（図１参照）**

①リスク源

ほぼ現在に存在している将来にリスクを生じさせる要素（環境・要因）であり、有形の場合も無形の場合もあります。リスク源には「起こりやすさに影響を与えるリスク源」と「結果に影響を与えるリスク源」があり、「両方へ影響を与えるリスク源」も存在します。

リスク源の種類と数等によって「起こりやすさ」や「結果」の分析が可能となるだけでなく、リスク対策の検討にも繋がります。

②原因

事象を生じさせる直接的な要素であり、原因と事象は一体となって発生することが多い。また、基本的に原因は未来に発生しますが、リスク源が反復継続することで原因になることもあります。

③事象

ある一連の周辺状況の出現または変化であり、事故、事態のことを指します。また、事象は発生が複数回であることや原因を複数持つこともあり、何かが起こらないことも含みます。結果に至らない事象は「ニアミス」「事態」「ヒヤリハット」または「間一髪」と呼ばれることがあります。

④影響領域

事象が影響を与える範囲のことを言い、企業の様々な経営資源（財務力、組織力、ノウハウ等）や資産（物的資産、金融資産、ブランド等）、会社を取り巻くステークホルダー（消費者、従業員、取引先、株主等）等が含まれます。

⑤結果

目的に影響を与える事象の結末のことを言い、一つの事象が様々な結果に繋がることや初期の結果が連鎖によって段階的に増大することがあるので注意が必要です。また、結果は確かなことも不確かなこともあり、目的に対して好ましい影響または好ましくない影響を与えることもあり、その大きさは定性的にも定量的にも表現されることがあります。

5. リスクシナリオの作成(結果発生メカニズムの理解)

リスクとは未来に発生するものであり、顕在化していないリスクのアセスメントを実施するには、上記のリスクの構成要素に基づいてリスクシナリオを描き、結果発生のメカニズムを理解して未来に起きることやその原因を想定することが大切です。具体的には、まず現在に存在する「リスク源」があり、その「リスク源」から「原因」を伴って「事象」が発生し、「事象」が企業の「影響領域」に影響を与えることで「結果」が生じ、それが損失に繋がるというメカニズムです。**（図１参照）**

中でも重要な要素として「リスク源」がありますが、「リスク源」の有無及び種類、数等によって「事象」や「結果」の「起こりやすさ」や「結果」の大きさが決まります。中小企業におけるリスクアセスメントにおいては、今あるリスク源を認識することが適切なリスクアセスメントやリスク対応に繋がると考えられます。

6. 保険代理店の役割

保険代理店が保険提案を行う上でまず必要な判断は本当に保険が必要なリスクか否かですが、その情報を提供するのがリスクアセスメントであり、その大前提がリスクの構成要素をしっかりと理解することです。リスク毎にリスクの構成要素を理解することで保険の必要性の理解が深まるだけではなく、保険以外のリスク対策の提案や、様々に派生する損失に対する幅広く、奥深い提案も可能になります。リスクの構成要素を理解し、経営者としっかり個々のリスクについての話ができることがこれからの保険代理店には求められるでしょう。

参考文献：ISO31000：2009リスクマネジメント　解説と適用ガイド　日本規格協会
JISQ31010：2012リスクマネジメント-リスクマネジメント技法　日本規格協会

相続等により取得した個人年金の必要経費

P総額を年金総額で除した割合を必要経費に毎年計算

【計算例】相続により取得した個人年金保険契約から支払われる年金の雑所得の金額の計算

収入保険型の生命保険に加入していた夫が死亡し、妻が残余期間10年（確定）の年金を受け取ることになりました。年金年額は90万円（月額7.5万円）、年金総額は900万円、この契約の支払保険料は100万円です。なお、年金受給権の評価額は830万円です。

妻が毎年受け取る年金の雑所得の金額はいくらになりますか？

１．所得税の課税対象部分の計算

①相続税の評価割合の計算

830万円（年金受給権の評価額）÷900万円（年金総額）

＝0.922（小数点第３位以下切上げにより、93％）

②相続税の評価割合（93％）に応じた所得税の課税割合

５％

③所得税の課税対象部分

900万円×５％＝45万円

２．課税単位数と１課税単位当たりの金額の計算

①課税単位数の計算

10年×（10年－１年）÷２＝45単位

②１課税単位当たりの金額の計算

45万円（所得税の課税対象部分）÷45単位＝１万円

３．各年分の年金の収入金額

10年の確定年金であるので各年の収入金額は（１課税単位当たりの金額×経過年数※）によります。

※経過年数は、「支払経過年数－１」となります。

- １年目：非課税
- ２年目：１万円×（２年－１年）＝１万円
- ３年目以降は下表参照。

４．各年分の必要経費の計算

①必要経費割合の計算

100万円（支払保険料総額）÷900万円（年金総額）

＝0.111（小数点第３位以下切上げにより、0.12）

②各年の必要経費の計算

各年分の年金の収入金額×必要経費割合

- ２年目：１万円×0.12＝1,200円
- ３年目以降は下表参照

５．雑所得の金額の計算

経過年	課税単位数	課税部分（A）	必要経費（割合 0.12）（B）	雑所得の金額（A）－（B）
1	0	0円	0円	0円
2	1	1万円	1,200円（1万円×0.12）	8,800円
3	2	2万円	2,400円（2万円×0.12）	17,600円
4	3	3万円	3,600円（3万円×0.12）	26,400円
5	4	4万円	4,800円（4万円×0.12）	35,200円
6	5	5万円	6,000円（5万円×0.12）	44,000円
7	6	6万円	7,200円（6万円×0.12）	52,800円
8	7	7万円	8,400円（7万円×0.12）	61,600円
9	8	8万円	9,600円（8万円×0.12）	70,400円
10	9	9万円	10,800円（9万円×0.12）	79,200円

（注）１課税単位当たりの金額は１万円。

知ってトクする　－859－

税務情報

Q　前々回で毎年受け取る年金の雑収入の収入金額の計算が、相続や贈与によらないケースとは異なることが理解できました。そうすると、毎年の収入金額から差し引くことのできる必要経費についても相続等によらない場合とは違う計算方法により求めるのでしょうか？

A　相続や贈与によって取得した個人年金契約において受け取る年金の雑所得計算の解説も最終回です。今回は「必要経費」についてです。

相続等によらない個人年金契約において、その雑所得の計算上必要経費とされるのは総支払保険料となります。この点、相続等によって取得した個人年金契約から支払われる年金も同様です。総支払保険料が所得税の課税対象部分となる年金の必要経費にあたります。

また、各年に受け取る年金から必要経費としていくら差し引くかも同様に、総支払保険料を年金総額（支払総額見込額）で除して得た割合（小数点第３位以下切上げ）を必要経費割合とします。

そして、毎年分の年金収入金額（１課税単位当たりの金額×（支払経過年数－１））にその割合を乗じて得た金額が必要経費の額となります。

これを含め、相続・贈与により取得した個人年金保険契約に係る受取年金の①所得税の課税対象部分の計算、②課税単位数と１課税当たりの金額の計算、③各年分の年金の収入金額の計算、④各年分の必要経費の計算、⑤各年分の雑所得の計算といった一連の計算例は表のとおりです。

課税部分として初年度は非課税所得となるものの、２年目からは１課税単位当たりの１万円ずつが10年にわたって積み上がっていきます。必要経費割合は毎年一定ですから、同様に毎年1200円ずつ増加していく計算になります。したがって、雑所得の金額も毎年一定（8300円）ずつ増加していくことになります。